

組合会議員選挙を実施します

11月9日(水)

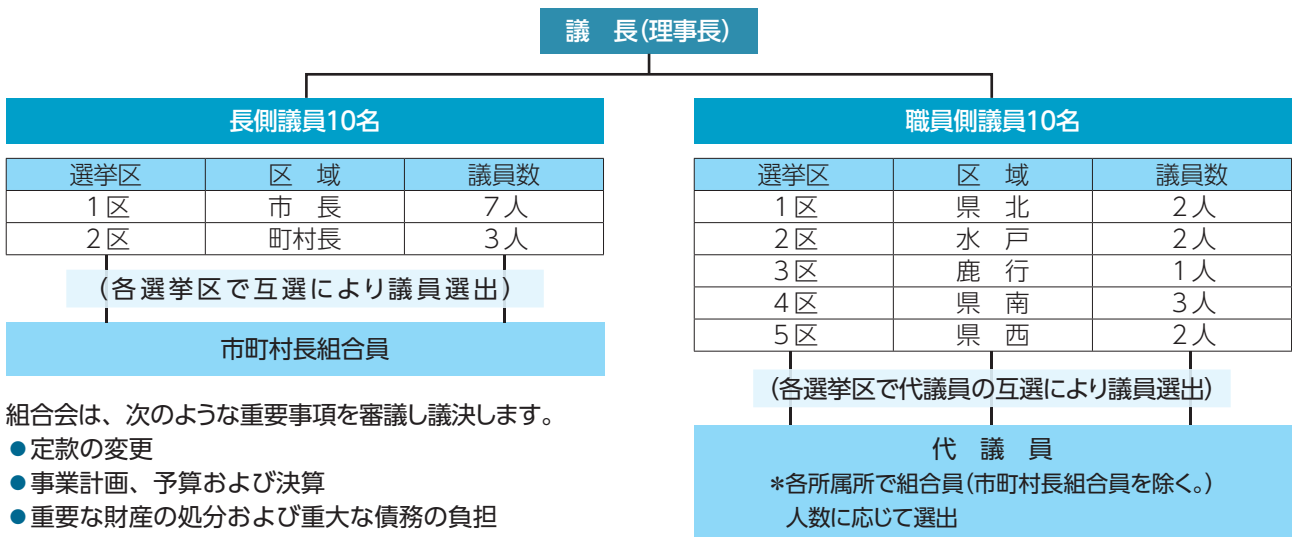
当組合の予算・決算の決定や定款・規則の変更等の重要事項については、議決機関である「組合会」で決定されます。この組合会は地方公共団体における議会に相当するもので、市町村長の代表者10人と市町村長以外の組合員から選出される代表者10人の合計20人の組合会議員で組織されています。

現在の第27期組合会議員は、本年11月30日をもって任期満了となることから、第28期組合会議員選挙を11月9日(水)に実施します。

組合会議員の任期は、平成28年12月1日から平成30年11月30日までの2年間となり、当組合の重要事項について決定していただくことになります。

組合員の代表を選ぶ大切な選挙です。選挙の内容については、「いばらき共済」平成28年11月号(No.302)でお知らせします。

茨城県市町村職員共済組合組合会(議決機関)



組合会は、次のような重要事項を審議し議決します。

- 定款の変更
- 事業計画、予算および決算
- 重要な財産の処分および重大な債務の負担

市町村長が選挙する議員の選挙区および議員定数

| 選挙区 | 所属所 | 議員の数 |
|-----|-----|------|
| 第1区 | 全市 | 7人 |
| 第2区 | 全町村 | 3人 |

市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙区および議員定数

| 選挙区 | 所属所 | 議員の数 |
|-----|---|------|
| 第1区 | 日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町、第1区内の一部事務組合 | 2人 |
| 第2区 | 水戸市、笠間市、ひたちなか市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、第2区内の一部事務組合 | 2人 |
| 第3区 | 鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市、第3区内の一部事務組合 | 1人 |
| 第4区 | 土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町、第4区内の一部事務組合 | 3人 |
| 第5区 | 結城市、下妻市、筑西市、坂東市、桜川市、古河市、常総市、八千代町、五霞町、境町、第5区内の一部事務組合 | 2人 |

